

所得に応じ 高額療養費負担増徹底

高額療養費制度

長期の入院や手術などによつて医療費が高額になつた患者の自己負担を減らすための制度。所得に応じて上限が定められており、それを超えた部分に公的保険から給付を受けられる。

ことば

現在、医療費は70歳未満が3割、70歳以上が1割を自己負担する。その額が一定以上になれば、いつ後に払い戻しを受けられるのが原則だ。1年のうち高額療養費を払った月が3カ月以上だと、4カ月目から定額になる長期療養に対応した軽減の仕組みもある。

高額療養費見直し

額を超えた分を払い戻す高額療養費制度を見直す方針を示した。70歳未満と70～74歳の世代で所得の高い人の月々の上限額を引き上げ、負担を増やす。上限額の目安となる所得の区分をり細かくして、所得に応じた負担を徹底する2014年度以降の実施を目指す。

いだ。医療費が年間に円前後増え続ける状況を受け、政府の社会保険度改革国民会議は給付制と負担増を提言し、同会議が8月にまで持続を賄ふる付の膨張に歯止めをかけるのが狙った報告書に、70～74

きめ細かい制度に切り替えるのは、社会保障の持続を賄ふる付の膨張に歯止めをかけるのが狙

費見直し

区分、より細かく

厚勞省案 紹付臍張に歯止也

高額療養費は所得に応じてきめ細かく負担する			
70歳未満		70～74歳	
現行	見直し後	現行	見直し後
高額療養費の負担上限額			
上位所得者 (年収790万円以上)	(3区分すべて)	現役並み所得者 (年収380万円以上)	(2区分)
一般所得者 (210万～790万円)	(3区分)	一般所得者 (160万～380万円)	(2区分)
低所得者 (210万円以下・住民税非課税)	据え置き	低所得者 (160万円以下)	据え置き
医療費の窓口負担			
3割	据え置き	特例措置で1割	2割に引き上げ
(注)年収額は70歳未満が夫婦世帯、70～74歳が単身世帯ベースで想定			

満)で約8万円だ。
見直し案によると、
準となる所得区分をそなえ、
それの世代で細分化され、
所得の多い人の区分で、
限額を引き上げる。
区分の数は未定だが、
70歳未満では高所得者

3つ以上に分ける案が浮上している。そのすべてで負担の上限額を現行から上げる。高所得者に統一一般層も3つ程度に分け、最も高い区分は上限額を上げる。70～74歳でも、現役並み所得者と一般層とを2つずつに分けて、上の区分で上限額を引き上げる方向だ。一方、低所得者は上限額を変えないほか、細かくした区分で下のほうは据え置く。70歳未満では、低所得者よりの区分では逆に上限額を引き下げる。このため

がかかるともいわれ、実施は早くても14年度後半以降になる見込みだ。

自己負担増や大病院のな
来受診の定額自己負担な
どと合わせて、抑制策に
踏み込む方針だ。

高額療養費の負担上亟
額は現在、70歳未満の京
所得者（夫婦の年収でこ
90万円以上）の場合、
1ヵ月で約15万円。これ
に次ぐ所得者層（210

保険金代わりに介護サービスを提供する「介護サービス型保険」が、金融庁報道解禁盛る。金融庁は9日、金融審議会(首相の諮問機関)の総会を開き、少子高齢化時代の保険商品やサービスのあり方をまとめた報告書を了承した。保険会社や販売代理店には契約者の意向を把握して適切に情報提供するルールを創設する。保険業法の改正が必要なもののは来年の通常国会への提出を目指す。

厚労省は制度の導入時期について、政府が14年後から適用を目指す70歳からの正式決定の後に、タイミングを決めるとしている。必要なシステムの改修には、年単位の時間

卷之三

卷之三

卷之三

卷一百一十一